

🎁 祝品請求に伴う事実確認書類について 🎁

結婚・出産祝品はご請求にあたって、事実を確認できる書類（写し可）の添付が必要になります。

お手数でも以下を参考にいずれか一つを請求書と一緒にご送付願います。

※必ずマイナンバー（個人番号）の記載がない書類としてください。※

祝品種別	事実確認書類（いずれか一つ、写し可）
結婚祝品	■ 契約者氏名、婚姻年月日が記載された以下の書類 ※ 住民票は不可
	① 婚姻届受理証明書
	② 戸籍謄（抄）本
	③ 挙式・披露宴招待状
	④ 結婚証明書
	婚姻年月日または挙式年月日の記載があるもの
出産祝品	■ 契約者氏名、出生日、契約者との続柄が記載された以下の書類 ※ 健康保険証（共済組合員証）は不可
	① 出生届受理証明書
	② 母子手帳（出生届出済証明欄 + 保護者記入欄のページ）
	③ 住民票（続柄必須、マイナンバーの記載がないもの）
	④ 戸籍謄（抄）本